

第16回 定時株主総会資料

法令及び定款に基づく交付書面省略事項

第16期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）

● 事業報告

「主要な営業所及び工場等」

「使用人の状況」

「主要な借入先の状況」

「新株予約権等の状況」

「会計監査人の状況」

「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

● 連結計算書類

「連結株主資本等変動計算書」

「連結注記表」

● 計算書類

「株主資本等変動計算書」

「個別注記表」

● 監査報告

「連結計算書類に係る会計監査報告」

「計算書類に係る会計監査報告」

「監査等委員会の監査報告」

上記事項につきましては、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対する交付書面の記載には含まれておりません。

KHネオケム株式会社

事業報告

主要な営業所及び工場等 (2025年12月31日現在)

① 当社

区 分	所 在 地 等
本 社	東京都中央区
工 場	四日市工場 (三重県四日市市)、千葉工場 (千葉県市原市)
研究開発拠点	技術開発センター (三重県四日市市、千葉県市原市)、 KH i-L a b (神奈川県川崎市)
支 店	大阪支店 (大阪府大阪市)

② 子会社

区 分	会 社 名	本 店 所 在 地
国 内	黒金化成株式会社	愛知県名古屋市
	株式会社黒金ファインズ	愛知県名古屋市
国 外	KH Neochem Americas, Inc.	米国イリノイ州

使用人の状況（2025年12月31日現在）

企業集団の使用人の状況

使用人数 (前連結会計年度末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
863名(34名増)	41.1歳	14.3年

- (注) 1. 当企業集団外への出向者を除き、当企業集団内への受入出向者を含めております。
2. パート等の臨時従業員は含んでおりません。
3. 当社グループは、主として石油化学製品の開発・製造・販売を行っておりますが、化学品事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載をしておりません。

主要な借入先の状況（2025年12月31日現在）

借入先	借入額(百万円)
株式会社みずほ銀行	3,300
みずほ信託銀行株式会社	3,000
三井住友信託銀行株式会社	1,700
株式会社りそな銀行	1,400

新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	41
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、監査職務執行状況及び報酬の算出根拠等の妥当性を検討した結果、相当であるものと判断し、会計監査人の報酬等について同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に関する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に関する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、黒金化成株式会社、KH Neochem Americas, Inc.については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の独立性や信頼性その他職務の執行に関する状況等を総合的に勘案し、その必要性があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に従い、業務の適正を確保するための体制として、取締役会において「内部統制システムの基本方針」について決議し、当社の内部統制が適切に機能する体制を整備し、運用しております。その体制及び運用状況は、以下のとおりです。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（法令定款遵守体制）
 - ①当社は、当社及び子会社（以下、併せて「当社グループ」という）が、法令、定款及び社会規範を遵守し、高い倫理観を持って行動することを経営の基本と考え、企業活動における行動原則として「コンプライアンス・コード」を定め、当社グループにおいて、コンプライアンスを遵守する風土を醸成し、体制を整える。
 - ②当社は、「コンプライアンス・コード」を確実に実践するために、これを補足し、内容をより明確にした各種ポリシーを定めるとともに、必要な諸規程類を定め、これらを取締役、執行役員及び従業員（以下、併せて「全役職員」という）に周知徹底する。
 - ③当社は、コンプライアンスを統括する役員を定め、当該役員のもと、コンプライアンスを推進し、また違反事案に対しても迅速かつ適切に対応するとともに、当該役員は、当社グループのコンプライアンスの遵守状況につき、定期的にと取締役会に報告する。
 - ④当社は、機密性・匿名性及び不利益取扱いの禁止を担保した内部通報及びコンプライアンス相談の窓口を社内外に設け、これを周知し、コンプライアンス違反及びその恐れのある事案について、報告、相談を受け、早期発見・対応を行う。
 - ⑤当社は、重大なコンプライアンス違反に対しては、取締役会に速やかに報告し、取締役社長の指示のもと、迅速かつ適正に調査を行う体制を整えるとともに必要な対策を速やかに講じる。
 - ⑥当社は、コンプライアンスを推進するための会議を定期的を開催するとともに、必要な教育や施策を実施する。

【運用状況】

法令定款遵守体制において、全ての基本方針につき「実施している」ことを確認いたしました。

特に2025年においては、以下のような取組みを実施しております。

- ・当社グループ共通の行動原則を「コンプライアンス・コード」として定め、その内容をより明確にしたものを複数のポリシーとして定めている。各ポリシーを確実に実践するための必要な手続として、諸規程類を重要度に応じて取締役会、経営会議等で定め、社内イントラネットへの掲載により周知徹底を図っている。
- ・全社的なコンプライアンス施策の推進のため、コンプライアンス推進会議を開催している。個別の報告内容を検証することで、全社コンプライアンス施策の有効性等を確認している。また、重要な事案やコンプライアンス施策の実施状況については、取締役会に都度報告している。

- ・子会社を含む当社グループのコンプライアンスに関する現状把握のため、グループコンプライアンス会議を開催している。また、グループ会社とともにコンプライアンスに係る研修を実施する等、グループ一体でのコンプライアンス体制構築を継続して進めている。
- ・コンプライアンス担当部門を設置し、全社的なコンプライアンス水準の向上に継続的に取り組むほか、各種研修や各職場で選出したコンプライアンスリーダーを中心としたワークショップの実施、さらにはコンプライアンス意識調査の結果を踏まえた各職場での改善への取組み等により、コンプライアンスを重視する風土の醸成を図っている。
- ・当事業に関わる重要法令の改正（物流効率化法、中小受託取引適正化法等）への対応として、法令教育や遵守状況チェックを実施する等、当社グループとして適正な運用へ向けた取組みを進めている。
- ・適切な内部通報及びコンプライアンス相談の窓口の維持および更なる品質向上を図るため、専門性を有する外部業者へ相談窓口を委託するとともに、公益通報対応業務従事者に対し、継続して研修等を実施している。
- ・法令適合性確保のための体制を継続して運用しており、責任部門より法改正情報のアラートを発信することで先行した対応を実施するほか、セルフアセスメントを実施している。特に、高圧ガス保安法の改正を踏まえ、四日市工場（2024年取得）に続き千葉工場においても新認定制度の認証を取得した。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存体制）

- ①当社は、「コンプライアンス・コード」を受け、サイバーセキュリティに関する法令及び社会規範を遵守し、適正な情報管理体制を整備する旨を「サイバーセキュリティポリシー」として定め、またこれに基づく社内規程を整備し、情報を適切に管理する。
- ②当社は、サイバーセキュリティを統括する役員を定め、当該役員のもと、全社のサイバーセキュリティを強化・維持し、違反事案に対しても迅速かつ適切に対応する。
- ③当社は、サイバーセキュリティを強化するための会議を定期的で開催するとともに、必要な教育や施策を実施する。
- ④当社は、適正な情報管理のもと、取締役がいつでも職務の執行に係る重要な文書・情報にアクセスすることができる体制を整える。

【運用状況】

情報保存体制において、全ての基本方針につき「実施している」ことを確認いたしました。

特に2025年においては、以下のような取組みを実施しております。

- ・決裁その他書面等必要な情報を極力、電子化し、取締役全員がいつでも職務の執行に係る重要な文書・情報にアクセスすることができる体制を整えるとともに、保管されている情報について適切に保存・管理を行っている。
- ・サイバーセキュリティ強化のため、サイバーセキュリティ推進会議を開催している。また、サイバ

ーセキュリティ管理対象範囲をOA領域だけでなく全社領域(OA/FA)まで拡大するとともに、その他規程類の体系を見直し、委託先を含めた適切な監査体制を整備している。

- ・サイバーセキュリティに関する情報を各部門に定期的に周知することで、継続的な教育・啓発に取り組んでいる。
- ・DX推進の一環として技術情報の電子化保存に取り組み、重要な情報資産の管理体制整備に取り組んでいるほか、当社独自の環境で運用する生成AIの導入と活用により、適正な情報管理体制のもと抜本的な業務改革を進めている。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（損失危険管理体制）

- ①当社は、リスク管理を統括する役員を定め、当該役員のもと、全社のリスクを把握し適切な対策を講じるとともに、必要な規程類の制定を行い、周知徹底すること等により適正なリスク管理体制を整備する。
- ②当社は、定期的にリスク管理に関する会議を開催し、経営上のリスクを抽出の上、事業への影響度と発生確率に基づく分析により重要なリスクを特定し必要な対策を講じる。
- ③取締役会は、重要なリスクについて、それぞれリスクオーナーとなる役員を定め、定期的に報告させ、必要な対策とその実施状況をモニタリングする。
- ④当社は、各部門において、所管する業務に係るリスクを収集・評価し、リスク要因を抽出の上、必要な対策を講じることで、リスクの低減と顕在化を防止する。
- ⑤当社は、事業継続マネジメント（BCM）基本方針を定め、これに基づき各事業場につき、事業継続計画（BCP）を整備し、緊急事態における損害の最小化、早期復旧、事業継続を図る。

【運用状況】

損失危険管理体制において、全ての基本方針につき「実施している」ことを確認いたしました。

特に2025年においては、以下のような取組みを実施しております。

- ・リスク管理委員会のもと、全社リスクの洗い出し、リスクマップの更新、重要リスクについて、それぞれリスクオーナーとなる統括役員を定め、対策実施およびモニタリング等を行い、リスク管理体制の強化を継続している。さらに、優先度の高いリスクについては、その課題と対策について継続的に検討を進めている。
- ・BCP訓練として、本社および千葉工場が同時被災する首都直下地震かつ、四日市工場を非被災地拠点として想定したロールプレイング訓練を実施し、災害対策本部長、復旧対策本部長、部門長とサポートメンバー、事務局等が参加した上で、BCPの確認を行うとともに、改善事項を抽出し、次回訓練に活用するプロセスを進めている。
- ・サステナブル調達リスク要因把握を目的として、幅広い原料サプライヤーに対してアンケートの実施を継続している。
- ・千葉工場のオキシガス原料である炭酸ガス調達リスク低減を目的として、CO₂回収装置の設備投資を行い、稼働を開始している。

- ・「運転の管理」「設備の管理」「設備の保全」に関し、安定操業の確保を目的として、予兆診断システムの活用を進めている。
- ・後継者不足に関して、定期的に人事に関する会議を開催し、育成計画および採用計画を立案・実行している。
- ・退職率低下を目的として、退職者に対するExit interviewにて退職理由を確認・分析を行う等の人事施策を継続して取り組んでいる。
- ・子会社で発生したサイバー攻撃への対応として、当社関係部門および外部専門業者との連携により、被害状況の確認、データ復旧・再稼働に向けた施策検討を実施するとともに、グループ全体として再発防止策の検討を進めている。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率性確保体制）

- ①当社は、監督と執行を分離し、その実効性の確保及び意思決定の迅速化を図るために、取締役会と経営会議にそれぞれ諮るべき事項又はその他裁決によるべき事項を社内規程により適切に区分し、責任と権限を明確にするとともに、適宜見直しを行う。
- ②取締役会は、中長期的な視点からの全社経営戦略・方針を策定し、その周知、浸透を図るとともに、全社的な見地からのより実効的な監督と、業務執行の強化を果たすために、特定の機能及び業務分野を統括する役員を選定する。
- ③当社は、原則として月1回、また必要に応じ臨時で取締役会を開催する。取締役会は、全社経営戦略・方針のもと、諸施策を実行させるとともに、これらに関する業務執行取締役の職務の執行状況及び重要事項の進捗についてモニタリングする。
- ④取締役は、取締役会の実効性について、定期的に分析、評価を行い、課題について議論し、向上に努める。

【運用状況】

効率性確保体制において、全ての基本方針につき「実施している」ことを確認いたしました。

特に2025年においては、以下のような取組みを実施しております。

- ・特定機能・分野における執行ラインの最高責任者としてCxOを設置し、必要な諸規程類の見直しを通じて責任と権限の明確化および迅速な執行の意思決定ができる体制を構築している。
- ・重要案件について、進捗状況が把握できる一覧表を作成する等、より実効的なモニタリングに向けた諸施策を継続している。
- ・毎年、取締役会実効性評価を実施し、その評価結果について取締役会メンバーで議論し、実効性向上に向けたアクションプランを策定、実行し、次回の実効性評価に向けたPDCAサイクルを進めている。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（企業集団内部統制）

- ①当社は、子会社を適正に管理するための社内規程を制定し、子会社を統括する主管部門を定め、その責任を明確にすることで、当社グループ全体での内部統制の有効性確保に努める。

- ②当社は、業務の適正を確保するため設置された内部監査部門が、当社及び子会社を監査し、取締役会に直接、報告できる体制を構築する。
- ③当社グループは、財務報告の信頼性を確保し、また会社情報を適正かつ適時に開示するために、関連する法令等を遵守し、必要な体制を整備する。

【運用状況】

企業集団内部統制において、全ての基本方針につき「実施している」ことを確認いたしました。

特に2025年においては、以下のような取組みを実施しております。

- ・ 関係会社管理規程を定めて改定し、管理主体及び役割等を定め、責任を明確化している。
- ・ 黒金化成（株）に対して、コンプライアンス推進に向けた定期ミーティングの開催のほか、グループ会社を対象としたコンプライアンスやリスク管理等の研修参加を通じて継続的にガバナンス体制の強化に努めている。
- ・ KH Neochem Americas, Inc. に対して監査部による子会社監査を実施した。
- ・ J-SOX実施基準改訂への対応として、不正リスク及び全社内統制の評価方法・範囲に関し見直しを行い、財務報告の信頼性確保に向けて必要な体制の整備に努めている。

(6) 当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査等委員会の職務を補佐すべき従業員に関する事項

- ・ 監査等委員会がその職務を遂行するために補助要員が必要な場合、従業員若干名に、監査等委員会の職務の補助機能を担当させる。その場合、当該業務について、従業員は、業務執行取締役から独立し、監査等委員がその従業員を指揮・監督する。

②監査等委員会への報告に関する事項

- ・ 当社及び子会社の全役職員（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会からの要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。特に、法令もしくは定款に違反する行為及び会社に著しい損害を及ぼす可能性がある事実、またはその恐れを発見した場合は、遅滞なく監査等委員会に報告を行う。
- ・ 当社及び子会社の全役職員（監査等委員である取締役を除く。）からの監査等委員会への報告については、法令等に従い報告内容を秘密として保持するとともに、当該報告者に対する不利益な取扱いを禁止する。

③監査等委員の職務の執行について生じる費用に関する事項

- ・ 監査等委員がその職務の執行上必要と認める費用について、前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

④その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役等の職務の執行に係る重要な会議体等の議事録に関しては、監査等委員会が常時閲覧可能な体制を整備する。
- ・ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するために、監査等委員会は内部監査部門等と連携して監査を実施することができる。

- ・ 監査等委員会は、内部監査部門から監査結果等の報告を受け、必要に応じて内部監査部門に指示を行うことができる。
- ・ 内部監査部門は、年度監査計画の策定に当たり、予め監査等委員会の同意を必要とする。
- ・ 監査等委員会が選定する監査等委員は、当社の重要な業務執行において重要と判断する会議に出席することができる。
- ・ 全役職員（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会の求めに応じ適宜必要な情報提供等の協力を行う。
- ・ 内部監査部門長の任命・評価・異動等については、予め監査等委員会の同意を必要とする。

【運用状況】

当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制において、全ての基本方針につき「実施している」ことを確認いたしました。

特に2025年においては、以下のような取組みを実施しております。

- ・ 監査等委員に対し、取締役会の付議事項および報告事項等について、会議開催前に情報提供や説明を行った。
- ・ 監査等委員に対し、コンプライアンス違反事案・公益通報等について、定期的に報告や説明を行った。
- ・ 常勤監査等委員が、経営会議、サステナビリティ委員会、コンプライアンス推進会議、リスク管理委員会、その他重要な会議に出席している。
- ・ 監査等委員が前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理している。
- ・ 監査等委員会と内部監査部門がより連携して組織的監査を実施できるよう、監査等委員会の補助者設置や内部監査規程の改正等の体制整備を行った。

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	8,855	6,203	52,256	△337	66,978
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△3,542		△3,542
親会社株主に帰属する 当期純利益			7,799		7,799
自己株式の取得				△5,054	△5,054
自己株式の処分				28	28
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	4,257	△5,026	△769
当 期 末 残 高	8,855	6,203	56,514	△5,364	66,208

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	1,314	8	152	635	2,110	2,830	71,919
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△3,542
親会社株主に帰属する 当期純利益							7,799
自己株式の取得							△5,054
自己株式の処分							28
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	880	△8	△4	489	1,356	122	1,479
当期変動額合計	880	△8	△4	489	1,356	122	710
当 期 末 残 高	2,194	△0	147	1,124	3,467	2,953	72,629

注. 記載金額は単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　　： 3～60年

機械装置及び運搬具： 4～17年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

③ リース資産

イ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

ロ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 修繕引当金

製造設備の定期修繕に要する支出に備えるため、その支出見込額に基づき、当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

③ 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく取締役及び執行役員に対する当社株式等の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社グループは、機能性材料、電子材料、基礎化学品及びその他の各事業分野において、製品の製造及び販売並びに商品の販売を行っております。当該履行義務は、主として顧客へ製品及び商品を引き渡した時点で当該製品及び商品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたと判断しております。

具体的には、国内販売においては顧客に納入した時点で、輸出版売においては主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

有償受給取引のうち、顧客に支払われる支給品の対価が受託品と別個の財又はサービスに対するものでないと判断したもののについては、加工代相当額のみを純額で収益として認識しております。

製品及び商品の販売のうち、当社グループの役割が代理人に該当すると判断したもののについては、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

ハ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理が可能なものは振当処理を行っております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建債権債務及び外貨建予定取引

ハ ヘッジ方針

当社グループは、通常業務を遂行する上で発生する為替の変動リスクを管理する目的でデリバティブ取引を利用しております。投機を目的とするデリバティブ取引は行わない方針です。なお、当社グループは取引対象物の価格の変動に対する当該取引の時価の変動率の大きいレバレッジ効果のあるデリバティブ取引は利用しておりません。当社グループは、基本方針及び社内規程に従ってデリバティブ取引を行っております。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されており、決算日における有効性の評価を省略しております。

③ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年間の定額法により償却を行っております。

会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

(修繕引当金)

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

2,767百万円

- (2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

製造設備の定期修繕に要する支出見込額について、過去の実績等を勘案して見積み、当連結会計年度末において負担すべき額を算出しております。

新設した設備を除いて同程度の修繕を実施した場合には概ね同程度の支出額になると仮定し、新設した設備の支出見込額は見積書を入手して修繕引当金を計上しておりますが、鋼材価格や工賃の変動、実施内容の追加及び変更等が生じた場合に、修繕引当金の追加計上又は戻入により翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

追加情報

(役員に対する業績連動型株式報酬制度)

当社は、役員の報酬について業績との連動性をより一層高めると同時に、株式価値との連動性を明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、役員に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下「本制度」という。)を導入しております。

- (1) 取引の概要

本制度は、当社が設定する信託(以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。)が、当社より拠出する金銭を原資として当社株式を取得し、本信託を通じて、役員(監査等委員である取締役および社外取締役を除く、取締役および執行役員をいい、以下「役員」という。)に対し、当社が定める役員株式給付規程に従って、役位、業績達成度等に応じて当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下、「当社株式等」という。)を給付する業績連動型株式報酬制度であります。なお、役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役(監査等委員である取締役を含む。)および執行役員のすべての退任時となります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額は363百万円、株式数は147,300株であります。

連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 131,583百万円
上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。
- (2) 流動負債のその他のうち、契約負債の金額は、以下のとおりであります。
契約負債 110百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 37,149,400株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年3月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,671百万円	45円	2024年12月31日	2025年3月26日
2025年8月4日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,870百万円	52.5円	2025年6月30日	2025年9月5日

(注) 上記の配当金の総額には、「株式給付信託（BBT）」において信託口が保有する当社株式に対する配当金（2025年3月25日定時株主総会決議分6百万円、2025年8月4日取締役会決議分7百万円）が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年3月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,845百万円	52.5円	2025年12月31日	2026年3月27日

(注) 配当金の総額には、「株式給付信託（BBT）」において信託口が保有する当社株式に対する配当金7百万円が含まれております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い預金等の金融資産で運用しております。また、必要な資金を主に金融機関からの借入や社債及びコマーシャル・ペーパーの発行等により調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク軽減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。定期的に時価及び発行体の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを取引目的とした為替予約取引であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券（注2）	4,810	4,810	-
資 産 計	4,810	4,810	-
社 債	5,000	4,858	△141
リ ー ス 債 務	1,341	1,304	△36
負 債 計	6,341	6,163	△177
デリバティブ取引（注3）	(0)	(0)	-

(注1) 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「コマーシャル・ペーパー」及び「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額3,830百万円）は、市場価格のない株式等であるため「投資有価証券」には含まれておりません。

(注3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	4,810	—	—	4,810
資産計	4,810	—	—	4,810
デリバティブ取引				
通貨関連	—	0	—	0
負債計	—	0	—	0

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	4,858	—	4,858
リース債務	—	1,304	—	1,304
負債計	—	6,163	—	6,163

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、日本証券業協会公表の公社債店頭売買参考統計値を用いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を、同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

1 株当たり情報に関する注記

1株当たりの純資産額	1,990円25銭
1株当たりの当期純利益	218円15銭

(注) 「株式給付信託 (BBT)」において信託口が保有する当社株式を、「1株当たりの純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております (当連結会計年度末147,300株)。

また、「1株当たりの当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております (当連結会計年度141,700株)。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、化学品事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しておりますが、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	事業分野				合計
	機能性材料	電子材料	基礎化学品	その他	
顧客との契約から生じる収益	56,686	12,309	45,374	727	115,098
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	56,686	12,309	45,374	727	115,098

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「3. 会計方針に関する事項 (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

なお、約束された対価は履行義務の充足時点から概ね1年以内で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	37,337
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	32,877
契約負債(期首残高)	33
契約負債(期末残高)	110

顧客との契約から生じた債権は、連結貸借対照表において「受取手形、売掛金及び契約資産」と表示しております。また、契約負債は、「流動負債」の「その他」に含めて表示しており、主に輸出版売に関連して製品及び商品の引き渡し前に顧客から受け取った前受金であります。

なお、当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた金額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

計算書類

株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	8,855	5,355	48,980	△337	62,854
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△3,542		△3,542
当 期 純 利 益			7,659		7,659
自 己 株 式 の 取 得				△5,054	△5,054
自 己 株 式 の 処 分				28	28
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	4,116	△5,026	△910
当 期 末 残 高	8,855	5,355	53,097	△5,364	61,944

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	1,314	8	1,322	64,176
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△3,542
当 期 純 利 益				7,659
自 己 株 式 の 取 得				△5,054
自 己 株 式 の 処 分				28
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	880	△8	872	872
当 期 変 動 額 合 計	880	△8	872	△38
当 期 末 残 高	2,194	△0	2,194	64,138

注。記載金額は単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券
子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
- (2) デリバティブ 時価法
- (3) 棚卸資産 主として総平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産 (リース資産を除く) 定額法
- (2) 無形固定資産 (リース資産を除く) 定額法
- (3) リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 売掛債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、一般債権についての貸倒引当金は貸倒実績率がないため、当事業年度においては計上していません。
- (2) 修繕引当金 製造設備の定期修繕に要する支出に備えるため、その支出見込額に基づき、当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- (4) 役員株式給付引当金 役員株式給付規程に基づく取締役及び執行役員に対する当社株式等の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、機能性材料、電子材料、基礎化学品及びその他の各事業分野において、製品の製造及び販売並びに商品の販売を行っております。当該履行義務は、主として顧客へ製品及び商品を引き渡した時点で当該製品及び商品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたと判断しております。

具体的には、国内販売においては顧客に納入した時点で、輸出版売においては主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

有償受給取引のうち、顧客に支払われる支給品の対価が受託品と別個の財又はサービスに対するものでないと判断したもののについては、加工代相当額のみを純額で収益として認識しております。

製品及び商品の販売のうち、当社の役割が代理人に該当すると判断したもののについては、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 重要なヘッジ会計の方法

- | | |
|---------------|---|
| ① ヘッジ会計の方法 | 原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理が可能なものは振当処理を行っております。 |
| ② ヘッジ手段とヘッジ対象 | ヘッジ手段…為替予約
ヘッジ対象…外貨建債権債務及び外貨建予定取引 |
| ③ ヘッジ方針 | 当社は、通常業務を遂行する上で発生する為替の変動リスクを管理する目的でデリバティブ取引を利用しております。投機を目的とするデリバティブ取引は行わない方針です。なお、当社は取引対象物の価格の変動に対する当該取引の時価の変動率の大きいレバレッジ効果のあるデリバティブ取引は利用しておりません。当社は、基本方針及び社内規程に従ってデリバティブ取引を行っております。 |
| ④ ヘッジ有効性評価の方法 | 為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されており、決算日における有効性の評価を省略しております。 |

- (2) のれんの償却方法及び償却期間 のれんの償却については、20年間の定額法により償却を行っております。

会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

(修繕引当金)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

2,767百万円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表の「会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

追加情報

(取締役に対する業績連動型株式報酬制度)

取締役に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結注記表の「追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 122,580百万円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)

売掛金 4,215百万円

未収入金 1,126百万円

買掛金 1,060百万円

短期借入金 4,300百万円

未払金 21百万円

3. 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 21,150百万円

借入実行残高 9,750百万円

差引額 11,400百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 10,295百万円

仕入高 10,658百万円

その他 176百万円

営業取引以外の取引高 787百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	136,864株	2,015,320株	11,400株	2,140,784株

(注1) 上記自己株式には、「株式給付信託 (BBT)」において信託口が保有する当社株式を含めております (当事業年度期首136,400株、当事業年度末147,300株)。

(注2) 自己株式の株式数の増加2,015,320株は、取締役会決議による取得1,993,000株、「株式給付信託 (BBT)」による取得22,300株及び単元未満株式の買取り20株によるものであります。

(注3) 自己株式の株式数の減少11,400株は、「株式給付信託 (BBT)」による給付であります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は修繕引当金及び退職給付引当金等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は合併により受け入れた土地に関する時価評価差額によるものであります。

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	KH Neochem Americas, Inc.	所有 直接 100.0%	役員兼務	当社製品の販売	4,186	売掛金	1,674
子会社	黒金化成(株)	所有 直接 70.9%	役員兼務	資金の借入	3,600	短期借入金	3,600
				資金の返済	3,600		
関連会社	(株)ジェイ・プラス	所有 直接 50.0%	役員兼務	当社製品の販売	5,810	売掛金	2,509
				資金の借入(注2)	-	短期借入金	200
				製造受託における 有償支給原料の購入	10,658	買掛金	1,060
						未収入金	1,118

(注1) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 価格その他の取引条件は、一般の取引条件と同様に決定しております。

(2) 金利については、市場金利を勘案して決定しております。

(注2) 資金の借入については、当社の運転資金として貸付を受けたものであります。

取引金額については、短期間での借入・返済を繰り返しているため、記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1株当たりの純資産額 1,832円08銭

1株当たりの当期純利益 214円22銭

(注) 「株式給付信託(BBT)」において信託口が保有する当社株式を、「1株当たりの純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております(当事業年度末147,300株)。

また、「1株当たりの当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めておりません(当事業年度141,700株)。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表(収益認識に関する注記)に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月12日

K H ネ オ ケ ム 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 大 竹 貴 也
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 歌 健 至
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、KHネオケム株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、KHネオケム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月12日

K H ネ オ ケ ム 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 大 竹 貴 也
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 歌 健 至
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、KHネオケム株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第16期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じ説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月16日

KHネオケム株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 高 橋 功 ㊞

監 査 等 委 員 河 合 和 宏 ㊞

監 査 等 委 員 田 村 恵 子 ㊞

(注) 監査等委員河合和宏及び田村恵子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上